

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

(6 月 定 例 会 議 事 録)

令和2年6月10日(水) 14時00分～

津山市役所 2F 大会議室

津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 7 名)

- | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 2. 太田 裕 恭 | 3. 池田 幸 正 | 4. 井家上 淑子 | 5. 小 串 典 介 |
| 6. 竹内 隆 一 | 7. 尾島 宏 明 | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成 子 |
| 10. 松尾 治 | 11. 山下 英 男 | 12. 三谷 智 子 | 13. 仁木 紹 祐 |
| 14. 長森 健 樹 | 15. 高山 一 英 | 16. 植本 幸 男 | 17. 筒 塩 清 美 |
| 18. 大山 正 志 | | | |

欠 席 委 員 (2 名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治 郎 | 19. 大 塚 毅 |
|-----------|-----------|

事 務 局 (9 名)

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 吉田 局 長 | 高橋 次 長 | 村上 主 任 | 都井 主 事 |
| 今井 主 事 | 三宅 主 査 | 小椋 主 任 | 濃野 主 幹 |
| 門村 主 事 | | | |

議 事

- 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 18号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 19号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 20号 非農地証明願承認について
- 議案第 21号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 22号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 23号 津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

それでは、津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、1番日笠委員、19番大塚委員から欠席のご連絡を頂いております。

太田会長代理

それでは本日につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するという規定により以後の議事進行については、太田代理にお願いいたします。

失礼します。日笠会長が、突然に体調を崩されたということで、なかなか不慣れで未熟ですが、十分にご審議とスムーズな進行をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

山下委員長

ところで、私たちの任期も7月19日までということで、定例会は今日と7月となり、残り少なくなってまいりました。残る方も、退く方もいらっしゃるかと聞いていますので、今後のことも考えながら、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、運営委員会の報告をお願いします。

先ほど開催されました第3回運営委員会について、私から報告させていただきまます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願ひします。

太田会長代理

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございます。それでは、議事録署名人の指名をさせていただきます。12番の三谷委員さんと13番の仁木委員さんをお願いします。よろしくお願ひします。

事務局（津山）

それでは、引き続いて議事に入ります。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請承認について、説明をお願いします。

失礼します。

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。

また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

誤植箇所の1点目ですが、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請承認についての1ページの申請番号1-1番につきまして、備考欄の記載が不十分でしたので、備考欄に、「営農計画書の添付あり」を追記させていただきますようお願いいたします。

誤植箇所の2点目ですが、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請承認についての7ページの申請番号1-1番につきまして、名字の訂正をお願いいたします。以上、お手数ではございますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第17号の説明をいたします。今回、津山地区から11件、勝北地区から1件、久米地区から3件、合計15件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページになります。それでは、議案書をもとに説明いたします。

1-1についてですが勝央町の69歳の女性から、川崎の61歳、農業を志す女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、草加部の69歳の男性から、下高倉西の44歳、公務員の女性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしてい

ると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、高野山西の64歳の男性から、同じく高野山西の69歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、岡山市の71歳の男性から、福田の65歳、自営業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、福井の58歳の男性から、同じく福井の75歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-6についてですが、名古屋市の52歳の女性及び中北上の48歳の女性から、神戸の33歳、会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-7についてですが、日上の68歳の男性から、同じく日上の39歳、会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-8についてですが、下田邑の97歳の男性から、同じく下田邑の74歳、無職の男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-9についてですが、下田邑の82歳の男性から、同じく下田邑の49歳、会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-10についてですが、大篠の77歳の男性から、同じく大篠の80歳、会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-11についてですが、上横野の65歳の男性から、同じく上横野の62歳、会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、安井の59歳、会社員の男性から、安井の61歳、会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1は宮部下の68歳、パートの女性から、宮部上の78歳、農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

5-2は宮尾の74歳、農業を営む男性から、同じく宮尾の49歳、公務員の男

性への親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

5-3は油木下の71歳、無職の女性から、油木北の64歳、会社員の男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

説明は以上です。

太田会長代理 はい、ありがとうございます。それでは、地元の委員さんの説明をお願いします。

大山委員 1区大山です。1-1について説明します。これは、空き家を購入されたということです。津山市の農地の下限面積が30aということですが、342㎡しかないということですが、面談をした結果、積極的に農業をやりたいということで、できれば生産したものを直売所で販売したいという意欲をもっておられるようでした。作付の計画書を作ってください、推進委員とも相談し、良しとしましたので、よろしくお願いします。

小島委員 8番小島です。1-2の方は、一生懸命やられていますので、よろしくお願いします。

1-3ですが、一生懸命に農業をされている方です。よろしくお願いいたします。

事務局（津山） 事務局から申し上げます。本日、日笠会長がご欠席ということで、1-4、福田の田について、お話を聞いております。問題がない旨、お聞きしております。よろしくお願いします。

井家上委員 4番井家上です。1-5についてですが、まだお若いのですけれども、体調が悪いので農業をやめたいとのこと。田が続きのところの受人である申請者が作ってやろうとのこと。問題ないと思います。

1-6につきましても、受け人の方は一生懸命されておられます。問題ありません。

1-7は親子間の贈与ということでございます。前回の定例会のときも議案が載ったと思います。問題ないと思います。よろしくお願いします。

池田委員 3番池田です。1-8、本気でやっておられますので問題ないと思います。

1-9について、これも問題ありません。よろしくお願いします。

長森委員 14番長森でございます。1-10大篠の件でございます。受人である申請者は少々高齢ではございますが、本人が農業されていて問題ないと思います。よろしくお願いします。

1-11の上横野でございますけど、この方はまだ定年前で、問題ないと思います。よろしくお願いします。

松尾委員 10番松尾が説明させていただきます。4-1はちゃんと管理をされていますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

植本委員 16番植本です。5-1につきましては、問題ありません。

5-2につきましても、問題ありません。よろしくお願いします。

太田会長代理 5-3油木北についてですが、これも問題ないと思います。渡人が高齢の女性で、現在も耕作してるとのことですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

それでは、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問がある方は、お願いします。ありません。

* 太田会長代理 ありませんか。

* はい。

太田会長代理 それでは、議案第17号について、賛成の方は挙手をお願いします。

* << 多数、挙手 >>

太田会長代理
事務局（津山）

賛成多数ということで、議案第17号は終わります。続きまして、議案第18号農地法第4条の規定による許可申請承認について、説明をお願いします。

失礼いたします。

それでは、議案第18号の説明をいたします。説明にあたりましてまず、申請の取り下げがございましたので、お知らせをしたいと思います。1-1の件について、取り下げとなっておりますので、議案からの削除をお願いいたします。繰り返します。1-1番につきまして、議案からの削除をお願いいたします。

では、説明をさせていただきます。今回、津山地区から1件の申請になりました。議案書のページは、6ページとなります。議案書をもとに説明いたします。

1-2番・河辺の田、346㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、河辺にお住いの55歳、自営業の女性です。転用事業者は、申請地近くの不動産を賃貸していますが、賃借人の会社が業績好調により取扱量が増え、現在貸し付けている土地だけでは収まらず、駐車場の要望を受けており、また、転用事業者が経営するネイルサロン、フラワーアレンジメント教室の来客駐車場もないことから、申請地を露天駐車場として転用するものです。転用にあたりまして、境界部分については、東側は道路と同一の高さまで盛土を行い、西側はL型擁壁を設け、北側は法面を設け、雨水排水については、自然浸透及び排水路、溜桝を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

以上、議案第18号の説明となります。

太田会長代理
井家上委員

地元委員の説明をお願いします。

4番井家上です。1-2の件ですけれども、縦貫道の北側にあたる所で、3種農地でもありますし、周りはほとんど商業・工業関係の所になっております。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

太田会長代理
*

はい、ありがとうございました。ご意見・ご質問がある方は、お願いします。ありません。

太田会長代理
*

ないようでしたら、議案第18号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員、挙手 》

太田会長代理
事務局（津山）

全員賛成ということで、承認いたします。続きまして、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請承認について、事務局、説明をお願いします。

はい。それでは、議案第19号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転3件、賃貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転3件、賃貸借権設定1件の計8件の申請です。議案書のページは、7ページから9ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小田中の田、177㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.3m程度の居宅1棟及び全高2.3m程度のカーポート1棟で、建ぺい率は28%です。転用事業者は、横山にお住いの34歳、会社員と34歳、会社員のご夫婦です。現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣地と高低差がなく、雨水排水については、自然浸透及び既設排水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。神田町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・高野山西の雑種地、565㎡、賃貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であ

ることから、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、新野東に主たる事務所を置く資産の額約20億4,281万円の社会福祉法人です。現在、申請地の隣接地において介護老人保健施設を運営しておりますが、利用者の増加により駐車場が手狭になったことから、増設の駐車場として使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、アスファルト舗装を行い、雨水排水については、勾配があり東側山林の水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・平福の田、52㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、排水路です。転用事業者は中島にお住いの70歳、司法書士の男性です。現在、申請地隣接の畑を所有していますが、近年の豪雨では排水の処理ができなくなっていることから、申請地に排水路を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、U字溝の壁があり、雨水排水は、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中島平福区画整理維持管理組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・横山の畑、233㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.1m程度の居宅1棟で、建ぺい率は26%です。転用事業者は、横山にお住いの30歳、会社員の男性です。現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側に擁壁を設け、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西横山町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・杉宮の田、1,444㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、杉宮に本店を置く資本金の額4,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。転用目的は工業施設用地で、施設の概要はホイスト式橋形クレーン2基を設置するものです。転用事業者は平成29年に現在の杉宮に移転し、工場敷地を増やし稼働していましたが、昨今の鉄鋼需要の急激な伸びに対応するため新たに近隣の自社所有地に工場を新設する計画を立てましたが、自社所有地のみでは予定したクレーンの設置が困難であることがわかり、自社所有地隣接の申請地を借り受け転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝を埋設し、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設け既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。杉宮水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

4-2番・安井の田、497㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.4m程度の居宅1棟で、建ぺい率は26%です。転用事業者は、西中にお住いの44歳、会社員の男性です。現在、アパート住まいですが、将来のことを考え、実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西と南側には既存の擁壁があ

り、雨水排水については、北側には排水路を新設し、既存の水路に接続させ、生活雑排水は公共下水道に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。安井町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

4-3番・安井の田、704㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、安井に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は建設業です。転用目的は工業施設用地で、施設の概要は、露天資材置場及び法面です。転用事業者は、現在、会社の敷地内に資材置場を設けていますが、近年の災害の多発、建設業者の減少により業務多忙となり、資材置場が不足しているため、会社近くの申請地を露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側の道路と同じ高さまで盛土し、北と西側は法面を設け、雨水排水は自然浸透及び西側の排水路に流すなど、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。安井町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

4-4番・上野田の田、774㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、下野田に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は製造業です。現在、南側の隣接地において事業を行っていますが、事業の拡大により資材置場及び駐車場が手狭になり、車両や資材が収まらなくなったことから、会社に隣接している申請地に露天資材置場及び露天駐車場を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側は既存の擁壁があり、西側の出入口は道路より低いため土砂の流出はなく、北と東側には土羽により対処し、雨水排水は自然浸透させるなど、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第19号の説明は以上です。

太田会長代理
大山委員

はい。ありがとうございました。それでは、地元委員のご意見をお願いします。

1-1についてでございますが、周囲がほとんど住宅地で、町内会の承諾もありますので、問題ないと思います。

太田会長代理
小島委員

はい。ありがとうございました。

8番小島です。受人である申請者の駐車場の拡張なので、よろしく願いいたします。

事務局（津山）

事務局から申し上げます。1-3、1-4について、日笠会長の担当地区でございます。日笠会長から、問題がない旨お聞きしております。よろしく願いいたします。

太田会長代理
松尾委員

はい。続いて、4-1。

10番松尾が説明させていただきます。4-1ですが、ここもかなり大きくされていて、他に迷惑をかけるような地区ではないので、問題ないと思います。

4-2につきましても、隣接して家のある所です。問題ないと思います。

4-3も、同じく問題のあるような所ではないと思います。よろしく願いいたします。

4-4ですが、これも、今あるところの北側で、他に迷惑をかけるような所ではないと思います。よろしく願いいたします。

太田会長代理

はい、ありがとうございました。他に、ご意見・ご質問がある方は、ありませんか。

*

太田会長代理

ありません。

それでは、ないようでしたら、議案第19号について、賛成の方は挙手をお願い

*
 太田会長代理 します。
 < 多数、挙手 >
 賛成多数で、承認したいと思います。ありがとうございます。続きまして、議案第20号非農地証明願承認について、説明をお願いします。
 小島委員 8番小島です。昭和25年頃から、亡くなった方が宅地にしていたようです。よろしくをお願いします。
 山下委員 11番山下です。2-1ですけど、平成9年頃に車庫を建ててしまったということで、仕方がないと思います。よろしくをお願いします。
 2-2ですけど、雑種地になっているところは、だいぶん前からゴミステーションとして使われていた所です。あとの2筆は、山林原野化して、どうしようもない状態なので、仕方がないと思います。よろしくをお願いします。
 植本委員 16番植本です。5-1につきましては、現地確認したところ、宅地への進入路ということで、やむを得ないと思います。よろしくお願いたします。
 太田会長代理 2番太田です。5-2についてですけど、平成元年頃に、農業用倉庫を建てて、家の裏を宅地の一部として使ってしまったということで、やむを得ないかと思っていますので、よろしくをお願いします。
 議案第20号についての説明が終わりました。ご質問等はございませんか。
 *
 太田会長代理 ありません。
 ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。
 *
 太田会長代理 < 多数、挙手 >
 ありがとうございます。賛成多数です。続きまして、議案第21号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明をお願いします。
 大山委員 1区大山です。1-1について説明します。この土地は申請者の配偶者の父親から譲り受けたもので、申請者の名義になってから、一切何もやっていない。やる気がない、とのことでいたし方ないと思っています。
 太田会長代理 ご意見はございませんか。
 *
 太田会長代理 ありません。
 それでは、ないようでしたら、議案第21号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
 *
 太田会長代理 < 多数、挙手 >
 賛成多数ということで、承認いたします。続きまして、議案第22号農用地利用集積計画の承認について、説明をお願いします。
 事務局 失礼します。
 議案第22号農用地利用集積計画の承認についての説明をいたします。議案書のページは、13ページから15ページです。13ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区9件、加茂地区1件、阿波地区1件、勝北地区2件、久米地区5件の計18件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第22号の説明は以上です。
 太田会長代理 ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。
 *
 太田会長代理 < 全員、挙手 >
 全員賛成ということで、承認いたします。続きまして、議案第23号津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について。
 事務局 それでは、議案第23号の説明をいたします。この件は、運営委員会において協議された農地利用最適化推進委員候補者35名を、津山市農地利用最適化推進委員として委嘱することについて審議するものです。任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの予定です。なお、委嘱までの間に候補者に事故等があり辞退される場合、または、資格要件を満たさなくなった場合には各区ごとの次点の候

補者を委嘱するものとしてよろしいか。この点について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

太田会長代理 ありがとうございます。説明が終わりましたが、それぞれの地域でも検討をされていると思います。推進委員については、現職の農業委員が選考することになっているのですが、この方々について、いかがでしょうか。

* 問題ありません。

太田会長代理 問題のあるところは、ないようです。

井家上委員 よろしいでしょうか。途中で辞める推進委員がいた場合には、農業委員がカバーすることになるのでしょうか。

池田委員 募集はするのでは。

事務局 募集をするが、決まるまでの期間は、農業委員にお願いすることになります。

太田会長代理 欠員があれば、再募集ということですか。

事務局 そうなります。

井家上委員 わかりました。

太田会長代理 他にありませんか。

* ありません。

太田会長代理 ないようですので、議案第23号について承認の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

太田会長代理 賛成多数ということで、承認といたします。続きまして、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明をお願いします。

事務局 失礼します。

報告第3号について説明いたします。議案書のページは17ページから18ページです。今回は、相続によるものが3件26筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用又は、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第3号の説明は以上です。

太田会長代理 はい。ありがとうございました。それでは、議案が終了しましたが、その他として、審議の必要なものが委員の皆さんからありますか。

* ありません。

太田会長代理 委員さんからは、ないようです。事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい。事務局から申し上げます。

次回の開催連絡をさせていただきます。次回、7月の定例委員会でございますが、7月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。7月の定例委員会ですが、7月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。

運営委員会につきましては、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

太田会長代理 ありがとうございました。これもちまして、定例会を終了いたします。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

委員署名押印

委員署名押印